

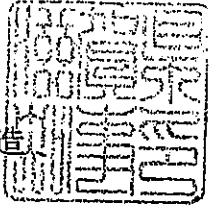


資料 1

滋水第 81 号
令和 5 年 (2023 年) 2 月 7 日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



知事許可漁業の制限措置および許可等の申請期間について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則 (令和 2 年滋賀県規則第 103 号) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小型定置網漁業 (えり漁業) の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を定めるにあたり貴委員会の意見を問います。

〒520-8577

大津市京町四丁目 1-1

滋賀県農政水産部水産課

漁政係 杉江

Tel 077-528-3872

Fax 077-528-4885

Mail : gf00@pref.shiga.lg.jp

小型定置網漁業（えり漁業）の制限措置および申請期間について

- 小型定置網漁業（えり漁業）の許可は彦根市地先の4漁場において4漁協に許可しているが、このたび令和5年3月31日をもって有効期間の満了を迎える。
- 湖東地域でのアユ種苗の漁業生産を確保する観点から、生産性が見込まれる漁場において新たな制限措置と申請期間を定めて許可することとしたい。

(1) 制限措置

えり漁業の制限措置は、現行の制限措置（令和2年11月の滋賀県告示第476号）と同じ内容とする。ただし、操業の見通しが無い2漁場については廃止し、操業継続の意思が確認でき、生産性が見込まれる2漁場について制限措置を定めることとする。（次頁参照）

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業 (えり漁業)	1者	—	—	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 彦根市三津屋町地先にある石場橋の右岸側北端 控点甲 基点から278度(真方位をいう。以下この表において同じ。)500mの点 控点乙 ア 控点甲から325度800mの点 イ 控点甲から240度940mの点 ウ アから240度840mの点 エ エから240度840mの点 控点乙から240度940mの点	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。
	1者	—	—	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 彦根市新海町地先にある新海樋門の導流堤左岸尻 ア 基点から284度790mの点 イ アから249度475mの点 ウ エから249度475mの点 エ アから359度800mの点	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。

(2) 申請期間

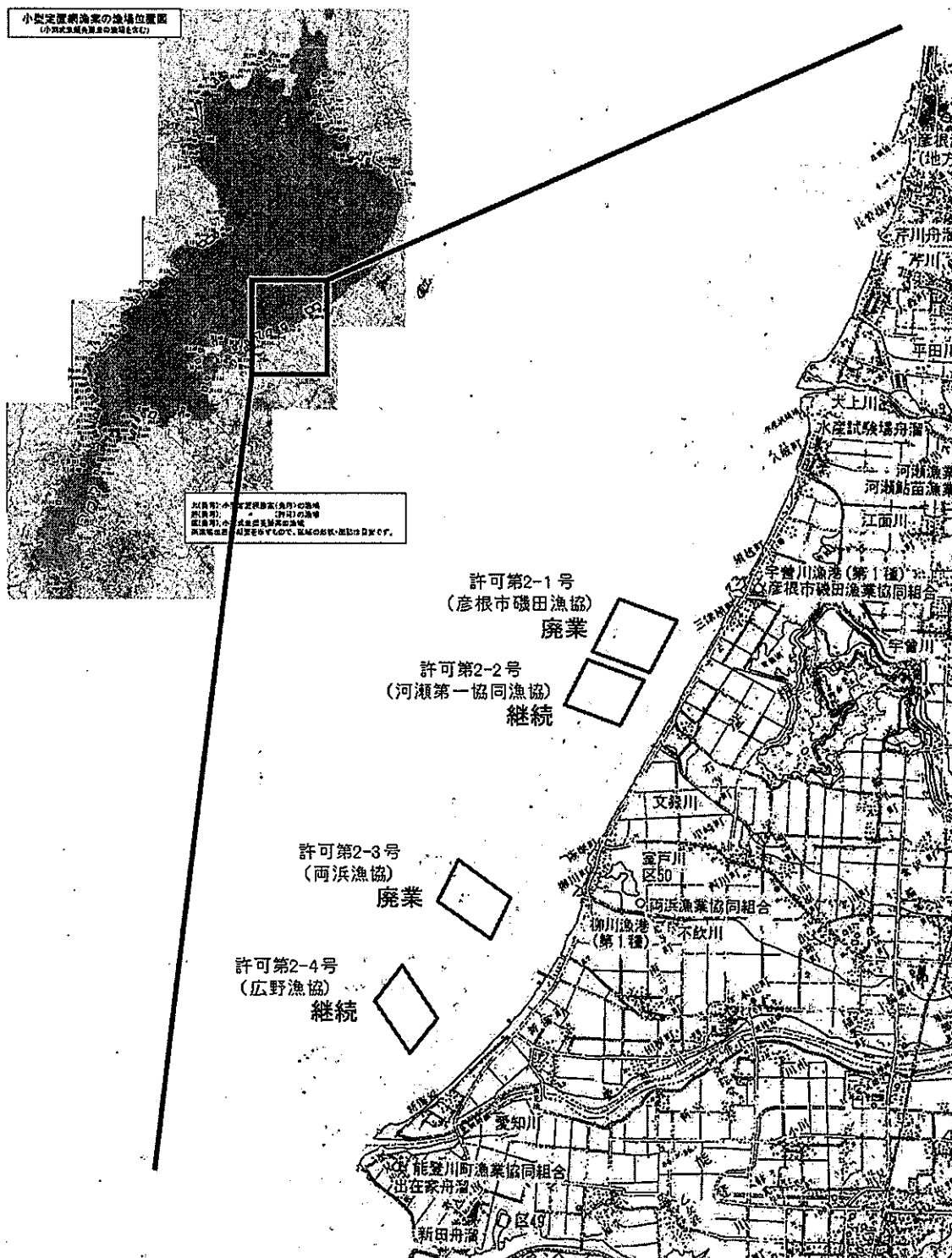
許可等を申請すべき期間は、令和5年2月21日から令和5年3月22日までとする。

彦根地先の許可エリ漁場の概況図

前回、令和2年の一斉切り替えにより4漁協が許可を保有。

このうち2漁協（彦根市磯田漁協、両浜漁協）は、エリ漁業を営む行使者が不在となるため、今回の許可申請はしない意向。

一方、2漁協（河瀬第一協同漁協、広野漁協）からは操業の意思表示があり、生産性が見込まれるため制限措置を定めて公示する。



滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業（えり漁業）	1 者	—	—	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 彦根市三津屋町地先にある石場橋の右岸側北端 控点甲 基点から 278 度（真方位をいう。以下この表において同じ。） 500 m の点 控点乙 控点甲から 325 度 800 m の点 ア 控点甲から 240 度 940 m の点 イ アから 240 度 840m の点 ウ エから 240 度 840m の点 エ 控点乙から 240 度 940 m の点	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。
	1 者	—	—	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 彦根市新海町地先にある新海樋門の導流堤左岸尻 ア 基点から 284 度 790m の点 イ アから 249 度 475m の点 ウ エから 249 度 475m の点 エ アから 359 度 800m の点	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。

2 申請期間 令和 5 年 2 月 21 日から令和 5 年 3 月 22 日まで